

不動産鑑定業者に対する監督処分の基本

1 趣 旨

この基準は、不動産鑑定業者による違反行為等（不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）第41条の規定による監督処分の対象となる行為をいう。以下同じ。）について、知事が、法第41条の規定による監督処分をする場合の基準を定めるものである。

2 法第41条第1号の規定による監督処分

法第41条第1号に規定する違反行為をした不動産鑑定業者に対しては、原則として業務停止処分とすることとし、業務停止期間については、別表に掲げるとおりとする。ただし、同条の規定による業務停止処分に違反して、業務を営んだ場合は、登録消除処分とする。この場合において、（1）又は（2）に掲げる加重事由又は軽減事由に該当するときは、業務停止期間については、別表の監督処分の内容の欄に定める監督処分の内容に、別表の加重又は軽減の範囲の欄に定める加重又は軽減の範囲内において、加重又は軽減をしてその処分を定めることとする。

（1） 監督処分の加重事由

- ア 違反行為の態様が、暴力的行為又は詐欺的行為によるなど、特に悪質である場合
- イ 違反行為による違反状態が長期にわたっている場合
- ウ 違反行為が及ぼす社会的影響が大きい場合
- エ その他監督処分を加重すべきと認められる事由がある場合

（2） 監督処分の軽減事由

- ア 違反行為を行うにつき、やむを得ない事情があると認められる場合
- イ 違反行為の内容が軽微であり、情状を酌むべき場合
- ウ その他監督処分を軽減すべきと認められる事由がある場合

3 法第41条第2号の規定による監督処分

（1） 基本的な考え方

不動産鑑定士が法第40条の規定による処分を受けた場合において、その不動産鑑定業者の責めに帰すべき理由があるときは、当該不動産鑑定業者に対して法第41条第2号に基づき監督処分をすることができる。

監督処分の内容は、不動産鑑定士による不当な鑑定評価等又は鑑定士違反行為に対する不動産鑑定業者の関与の内容、不動産鑑定業者の業務の適正な運営を確保するために必要な体制及び運営方法、不動産鑑定業の信頼性を損ねた程度、不動産鑑定士が受けた懲戒処分の内容等を総合的に勘案して定めるものとする。

（2） 監督処分の内容の決定

- ア 法第41条第2号の規定による監督処分は、原則として、業務停止処分とし、業務停止の期間は、1月から1年までの範囲内で月を単位として定めることとする。
- イ 不動産鑑定業者の責めに帰すべき理由が重大であると認められる場合には、

当該不動産鑑定業者の登録消除処分をすることができ、軽微であると認められる場合には、戒告処分とすることができる。

4 複数の違反行為等に対し一の監督処分をしようとする場合

2及び3の規定により監督処分とすべき複数の違反行為等に対し一の監督処分をしようとする場合においては、次の表の事項の欄に掲げる事項ごとに内容の欄に掲げる内容の規定に基づき、監督処分の内容を定めることとする。ただし、登録消除処分とすべき違反行為等が含まれる場合には、登録消除処分とする。

事 項	内 容
業務停止処分とすべき違反行為等が含まれているとき	次のア又はイのいずれか短い期間（期間の上限は1年とする。）の業務停止処分とする。 ア 2及び3の規定に基づき定めた業務停止期間のうち最も長期であるものに、2分の3を乗じて得た月数（1月に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする） イ 2及び3の規定に基づき定めた業務停止期間を合計して得た月数
違反行為等のいずれもが戒告処分とすべきものであるとき	戒告処分又は3月までの範囲内で月を単位として定める期間の業務停止処分とする。

5 過去に監督処分を受けていた場合

監督処分の対象である違反行為等のあった日（複数の違反行為等に対し一の監督処分をしようとする場合にあつては、当該複数の違反行為等のうち最も早期に発生した違反行為等のあった日）前5年間に、不動産鑑定業者が監督処分を受けていたときは、2から4までの規定により定めた監督処分の内容が戒告処分の場合には1月から3月までの範囲内の業務停止処分に加重することができ、2から4までの規定により定めた監督処分の内容が業務停止処分の場合は2から4までの規定により定めた月数に2分の3を乗じて得た月数（上限は1年とする。）に加重することができる（1月に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする）。

6 監督処分の対象地域

監督処分は、地域を限定せずに行うものとする。ただし、業務停止処分をしようとする場合において、業務停止処分の対象となる違反行為等が不動産鑑定業者の一部の事務所で行われた場合等、地域を限定できる事情があるときは、地域を限定した業務停止処分をすることができる。

7 業務停止を開始すべき時期

不動産鑑定業者に対する業務停止処分をしようとする場合には、直ちに業務を停止させなければ関係者に新たな損害が発生するおそれが大であるとき、その他直ちに業務を停止させることが必要な特段の事情がある場合を除き、原則として、業務停止書の交付

の日から起算して2週間を経過した日を、業務停止の開始日として指定することとする。

ただし、関係者への連絡その他の不動産鑑定業者による業務停止に向けた準備行為に2週間以上要すると見込まれる場合には、業務停止書の交付日から業務停止の開始日までの期間について、2週間以上とすることを妨げない。

8 処分結果の公表

不動産鑑定業者に対する監督処分をしたときは、法第44条の規定に基づき岩手県報に公告するとともに、次の(1)から(3)までに掲げる事項について、岩手県のウェブサイトに掲載する。また、必要に応じて国土交通省にウェブサイトへの掲載を依頼するものとする。

- (1) 当該監督処分をした日
- (2) 当該監督処分を受けた不動産鑑定業者の名称又は商号、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び登録番号
- (3) 当該監督処分の内容及び理由

9 不動産鑑定業者に対する注意喚起等

不動産鑑定業者に対する監督処分をした場合において、不動産鑑定業の信頼性の向上を図る必要があると認められるときは、岩手県の不動産鑑定業者登録簿に登録された不動産鑑定業者に対し、注意喚起及び情報提供等を行う。

10 監督処分の対象となる違反行為等

監督処分は、原則として、当該監督処分をしようとする日前5年間に不動産鑑定業者が行った違反行為等に対して行うこととする。

11 施行期日

この基準は、平成26年7月30日から施行する。

(別表) 法第 41 条第 1 号に規定する違反行為に対する業務停止期間 (2 関係)

違反行為の概要	監督処分の内容	加重又は軽減の範囲
登録換えの申請義務違反	法第 26 条の規定に違反して、登録換えの申請をしなかった場合	1 月の業務停止 戒告から 3 月の業務停止まで
変更の登録の申請義務違反	法第 27 条の規定に違反して、変更の登録の申請をしなかった場合	1 月の業務停止 戒告から 3 月の業務停止まで
書類の提出義務違反	法第 28 条の規定に違反して、書類の提出をしなかった場合	1 月の業務停止 戒告から 3 月の業務停止まで
専任の不動産鑑定士設置義務違反	事務所について専任の不動産鑑定士を欠くに至った場合において、法第 35 条第 2 項の規定に違反して、2 週間以内にすべての事務所に専任の不動産鑑定士が置かれている状態になるよう必要な措置をとらなかった場合	1 月の業務停止 戒告から 3 月の業務停止まで
不動産鑑定士でない者等に不動産の鑑定評価等を行わせることの禁止違反	法第 36 条第 2 項の規定に違反して、その業務に関し不動産鑑定士でない者をして不動産の鑑定評価を行わせた場合及び法第 40 条第 1 項又は第 2 項の規定により業務禁止処分を受けた不動産鑑定士に鑑定評価等業務を行わせた場合	6 月の業務停止 3 月の業務停止から 1 年の業務停止まで
秘密を守る義務違反	法第 38 条の規定に違反して、業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らした場合	3 月の業務停止 1 月の業務停止から 6 月の業務停止まで
鑑定評価書の交付義務違反	法第 39 条第 1 項の規定に違反して、依頼者に鑑定評価書を交付しなかった場合	3 月の業務停止 1 月の業務停止から 6 月の業務停止まで
	法第 39 条第 1 項の規定に違反して、法令に定める事項を記載した鑑定評価書を交付しなかった場合	1 月の業務停止 戒告から 3 月の業務停止まで
	法第 39 条第 2 項の規定に違反して、業務に従事する不動産鑑定士に署名押印させた鑑定評価書を交付しなかった場合	1 月の業務停止 戒告から 3 月の業務停止まで
書類の保存義務違反	法第 39 条第 3 項の規定に違反して、鑑定評価書の写しその他の書類を保存しなかった場合	1 月の業務停止 戒告から 3 月の業務停止まで
業務停止処分違反	法第 41 条の規定による業務停止処分に違反して、業務を営んだ場合	登録消除 なし
報告等義務違反	法第 45 条第 1 項の規定に基づき報告を求められた場合において報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	3 月の業務停止 1 月の業務停止から 6 月の業務停止まで
立入検査の拒否等	法第 45 条第 1 項の規定に基づく立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合	3 月の業務停止 1 月の業務停止から 6 月の業務停止まで